

神恵内村通学路交通安全プログラム

～通学路の安全確保に関する取組の方針～

令和3年3月

神恵内村通学路安全推進会議

1. プログラムの目的

平成24年、全国で登下校中の児童生徒（以下「児童等」という。）が死傷する事故が相次いで発生したことから、平成24年度に神恵内小中学校の通学路において、関係機関と連携して緊急合同点検を実施し、対策を講じてきました。

引き続き通学路の安全確保にむけた取組を行うため、この度、地域の関係機関の連携体制を構築し、『神恵内村通学路交通安全プログラム』を策定しました。

今後は、本プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるように通学路の安全確保を図ります。

2. 通学路安全推進会議の設置

関係機関の連携を図るため、以下をメンバーとする「神恵内村通学路安全推進会議」（以下「推進会議」という。）を設置し、本プログラムは、この会議で協議し策定しました。

- (1) 北海道開発局小樽開発建設部岩内道路事務所（国道管理者）
- (2) 岩内警察署神恵内駐在所（警察関係者）
- (3) 神恵内小学校（学校代表者）
- (4) 神恵内中学校（学校代表者）
- (5) 神恵内村PTA 連合会（保護者代表者）
- (6) 神恵内村産業建設課（村道管理者）
- (7) 神恵内村総務課（村交通安全担当）
- (8) 神恵内村教育委員会（教育関係者）

3. 取組方針

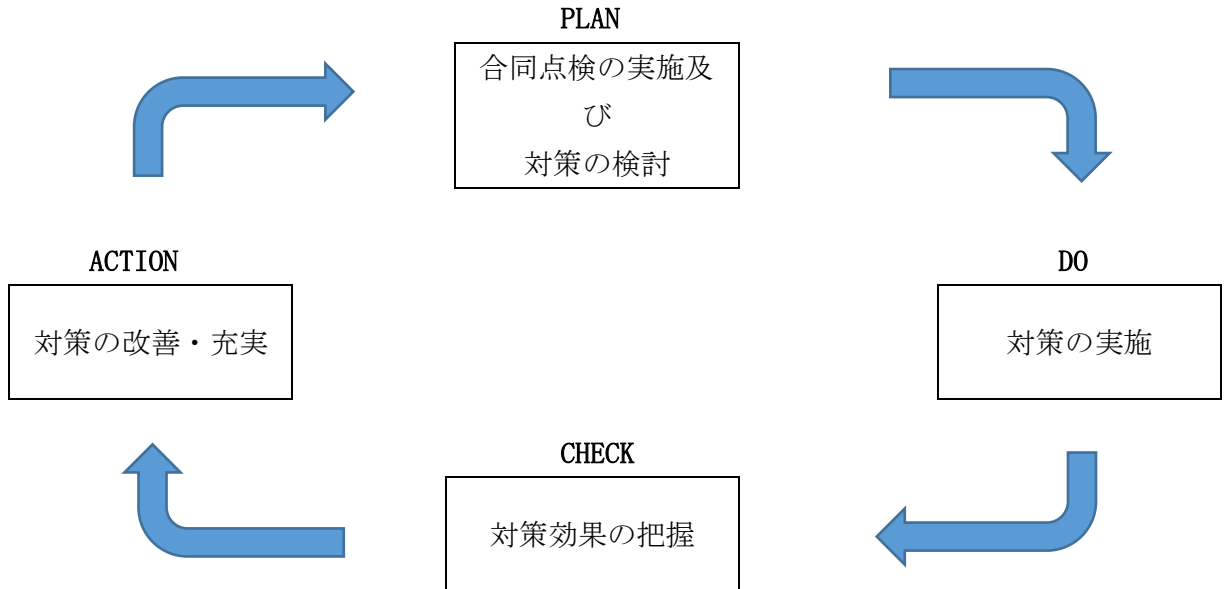
(1) 基本的な考え方

児童生徒が安全・安心に通学できることを目的に、合同点検を継続するとともに、対策実施の効果把握を行い、対策の改善・充実を図ります。

このため、行政は通学路の安全対策を図り、学校が中心となって交通安全教育を推進するとともに、関係機関は地域と協働し児童等の安全の確保に努めます。

これらの取組をPDCAサイクルとして繰り返し実施し、通学路の安全性の向上を図っていきます。

【通学路安全確保のための PDCA サイクル】



(2) 合同点検の実施

- ①各学校は、新入学前に通学路の点検を行い、危険箇所を把握し教育委員会に報告します。また、交通状況等の大きな変化により、通学路を見直した場合は、その都度点検を実施します。
- ②各学校から報告のあった危険箇所について、推進会議で合同点検を実施します。
- ③冬期間においては、各機関の情報や積雪状況を確認し、その都度合同点検を実施します。

(3) 対策の検討

合同点検の結果から明らかになった対策必要箇所について、歩道整備や防護柵設置のようなハード対策、交通規制や交通安全教育のようなソフト対策など、必要箇所に応じた具体的な対策内容について検討します。

(4) 対策の実施

対策の実施にあたっては、関係者間で連携を図り、円滑に進めます。

(5) 対策効果の把握

合同点検結果に基づく対策実施後の箇所等について、実際に期待した効果が上

がっているのか、学校等への聞き取りを実施し、対策効果の把握に努めます。

(6) 対策の改善・充実

対策実施後も合同点検や効果把握の結果を踏まえて、対策内容の改善・充実を図ります。

4. 箇所図、箇所の公表

点検結果や対策内容について、関係者間で認識を共有するため、『対策一覧表』及び『対策箇所図』を作成し、公表します。